

IV 3Rの推進に向けた北海道の主な取組

道では、平成20年10月に循環型社会の形成に係る各主体の責務や施策の基本事項などを定めた「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」を制定するとともに、「北海道循環型社会形成推進基本計画（平成22年4月策定。令和2年第2次計画策定。）」に基づき、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を4つの基本的な柱として位置づけて、北海道の特徴を活かした循環型社会の形成の実現に向けた施策に取り組んでいます。

1 リサイクル製品の認定制度

(1) 北海道リサイクル製品認定制度

① 制度の概要

本制度は、一定の基準を満たすリサイクル製品を道が認定し、利用を推進することにより、循環資源※の適正な循環的な利用及び廃棄物の減量化を促進し、もって道内におけるリサイクル産業を振興し、循環型社会の形成に寄与することを目的に、平成16年12月に創設しました。

※循環資源：廃棄物等のうち、再生利用などの循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるもの。

② 認定基準

- ・道内で発生した循環資源を全部又は一部利用し、道内の事業所で製造加工された製品であること。
- ・製品の普及により道内における循環資源の適正な循環的な利用及び廃棄物の減量化の促進に具体的な効果が期待できること。
- ・製品の製造加工、流通、使用、再生利用又は廃棄の各過程において、環境負荷の低減に十分配慮されていること。
- ・環境関係法令等に基づく許可、届出、協議等が適正に行われており、かつ、申請の日から起算して過去5年以内に環境関係法令に違反して罰則又は命令等の不利益処分を受けていない事業所で製造加工されていること。
- ・申請時において既に道内で販売され、又は申請の日から6月以内に道内で販売されることが確実であること。
- ・要綱に定める品質、環境安全性への配慮及び循環資源の配合率に関する基準に適合すること。

③ 認定のメリット

- ・認定製品には、北海道認定リサイクル製品認定マーク及び「北海道認定リサイクル製品」の表示を付すことができます。
- ・北海道のパンフレットやホームページなどにおいて、情報を発信します。
- ・展示会等において、認定製品をPRします。
- ・北海道グリーン購入基本方針の特定調達品目に指定し、その優先的な使用に努めます。

図IV-1 北海道認定リサイクル製品認定マーク



④北海道認定リサイクル製品（令和4年2月現在）

172製品

区 分	製品数	区 分	製品数
土木・建設資材	73	肥料	14
鋼材・その他金属	5	日用品	18
ゴムマット・ゴムブロック類	19	その他	43

（2）北海道リサイクルブランド認定制度

①制度の概要

本制度は、認定リサイクル製品のうち道内で開発された技術を用いて製造された製品などを北海道らしい優れた製品として道が認定し、利用を推進することにより、循環資源の適正な循環的な利用のための技術開発を促進し、併せて、認定製品の知名度の向上を図り、もって道内におけるリサイクル産業を振興し、循環型社会の形成に寄与することを目的として、平成18年7月に創設しました。

②認定基準

北海道認定リサイクル製品のうち、道内で開発された技術を用い、かつ、次に掲げる項目について総合的に評価して、相対的に北海道らしい優れていると認める製品。

【評価項目】

- ・優れた特性をもつこと。
- ・市場性が見込まれること。
- ・信頼性が高いこと。
- ・道内の廃棄物問題等の課題解決に寄与するものであること。
- ・発展性、将来性が見込まれること。

③認定のメリット

- ・リサイクルブランドに認定された製品には、北海道認定リサイクル製品認定マークや「北海道認定リサイクル製品」のほか「北海道リサイクルブランド」の表示を付すことができます。
- ・北海道のパンフレット、ホームページ等において、重点的に製品に関する情報発信を行います。
- ・展示会等において、リサイクルブランド製品のPRを行います。

④北海道リサイクルブランド（令和4年2月現在）

製品名	事業者名	製品の概要
ダストレスチョーク	日本理化学工業（株）美唄工場	水産加工場から排出されるホタテ貝殻を原料としたチョークです。
オミリーパック	（株）マルダイ建装	段ボール古紙を原料とした一斗缶に替わる水性・水系塗料用リサイクル容器です。
ウッドファイバー	ウッドファイバー（株）	カラマツ・トドマツの間伐材チップを原料とした木質繊維断熱材です。
バイテクソイル	（株）環境技建	落葉広葉樹の間伐材、牛糞を原料とした緑化基盤材です。
名刺入れ	（株）マテック	使用済み自動車の皮革シートを原料とした名刺入れです。
食器・花器	（株）マテック	使用済み自動車のガラスを原料とした食器・花器です。

2 北海道のグリーン購入制度

(1) 趣旨

道では、グリーン購入法（正式名称：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が平成13年4月より施行されたことを踏まえ、「北海道グリーン購入基本方針」を平成13年8月に定めました。本方針は、環境に配慮した物品の調達を推進することにより、日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図ることを目的としています。

(2) 適用範囲

道の全ての機関を対象としています。

(3) 製品やサービスの選択基準

①環境物品等の調達に当たっての原則

環境物品等の調達にあたっては、価格や品質などに加え、次の事項を考慮しています。

- ・再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部位を利用していること。
- ・使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと。
- ・使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより、廃棄物の発生を抑制することができること。

②環境物品等調達方針

毎年度「環境物品等調達方針」により、環境に配慮した物品等の判断基準、調達目標等を定めています。令和3年度の調達方針では、22分野282品目及び「北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド」並びに「道産木材製品」が、道が重点的に調達を推進する「特定調達品目」となっています。

<p>・令和3年度の分野（特定調達品目数）</p> <p>1 紙類（7）、2 文具類（83）、3 オフィス家具等（10）、4 画像機器等（10）、5 電子計算機等（4）、6 オフィス機器等（5）、7 携帯電話等（3）、8 家電製品（6）、9 エアコンディショナー等（3）、10 温水器等（4）、11 照明（4）、12 自動車等（8）、13 消火器（1）、14 制服・作業服（4）、15 インテリア・寝装寝具（11）、16 作業手袋（1）、17 その他繊維製品（7）、18 設備（9）、19 災害備蓄用品（10）、20 公共工事（70）、21 役務（21※）、22 ごみ袋等（1）、23 北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド、24 道産木材製品</p> <p>※省エネルギー診断、印刷、食堂、自動車専用タイヤ更生、自動車整備、庁舎管理、植栽管理、加圧試験、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、害虫防除、輸送送、旅客輸送、蛍光灯機能提供業務、庁舎等において営業を行う小売業務、クリーニング、飲料自動販売機設置、引越運送、会議運営、印刷機能等提供業務</p>

(4) 調達実績

道では、「北海道グリーン購入基本方針」に基づき、毎年度の特定調達品目に関する調達実績を取りまとめ公表しています。令和2年度の調達実績は、94.0%となっています。

表Ⅳ-1 特定調達品目の分野数・品目数(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランドを含まず)及び調達実績

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
特定調達品目	分野数	21	21	21	21	22
	物品・役務	20	20	20	20	21
	公共工事	1	1	1	1	1
	品目数	270	274	275	276	275
	物品・役務	202	205	205	206	205
	公共工事	68	69	70	70	70
調達実績		94.3%	94.8%	92.9%	94.4%	94.0%

※調達実績は、道が策定する「環境物品等調達方針」に定める品目ごとの環境物品等調達率（総調達量に占める環境物品等調達量の割合）を単純平均した数値です。

令和2年度環境物品等調達方針に定める特定調達品目の調達実績等について(概要)

1 対象 (令和2年度特定調達品目)

区 分	分野数・品目数等
物 品 及 び 役 務	21分野 205品目
公 共 工 事	1分野 60区分 (70品目)
北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド	165製品

2 調達率等

(1) 道のグリーン購入調達率

94.0% (対前年度 -0.4%)

※「令和2年度環境物品等調達方針」に定める全ての品目(公共工事は区分。また、道認定リサイクル製品・道リサイクルブランドを除く。)の調達率を平均

(2) 物品及び役務の調達率

94.0% (対前年度 -1.1%)

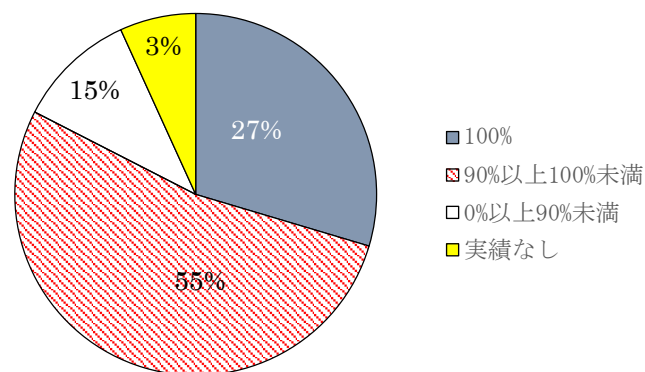
※調達実績のあった品目の調達率の平均値

表IV-2 調達率と品目数

調達率	品目数	
	R2	H31
100%	56	61
90%以上100%未満	112	109
0%以上90%未満	30	22
調達実績なし	7	14
計	205	206

(摘要) 調達率90%以上は、調達実績のあった198品目のうち168品目 (85%)

図IV-2 調達品目数と調達割合 (物品・役務)



(3) 公共工事の調達率

93.4% (対前年度 +1.5%)

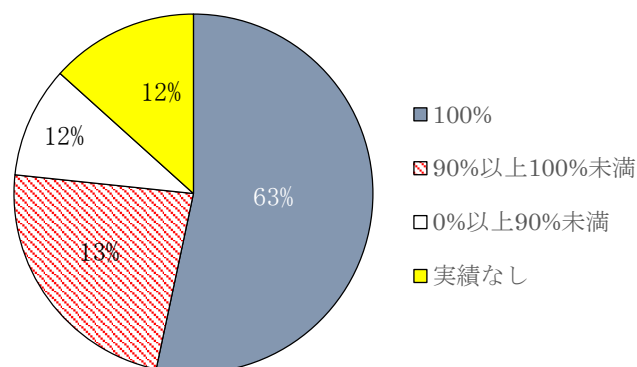
※調達実績のあった区分の調達率の平均値

表IV-3 調達率と区分数

調達率	区分	
	R2	H31
100%	38	32
90%以上100%未満	8	14
0%以上90%未満	7	6
調達実績なし	7	8
計	60	60

(摘要) 調達率90%以上は、調達実績のあった53区分のうち46区分 (87%)

図IV-3 調達品目数と調達割合 (公共工事)



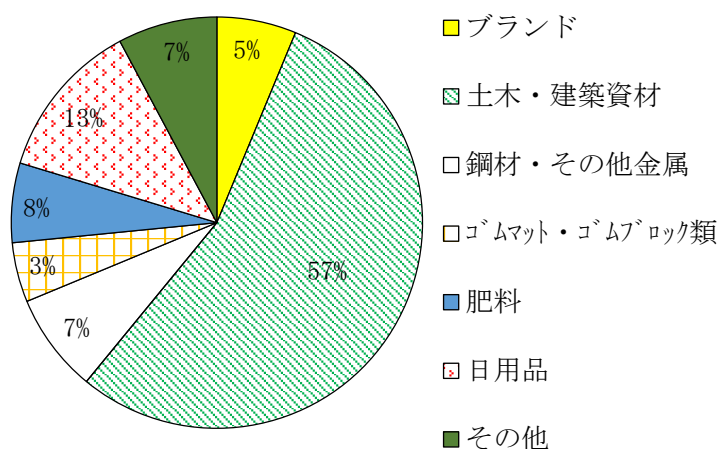
(4) 北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランドの調達実績

区分 (製品数)	実績のあった製品数		R2実績のあった製品名 (整理番号順に掲載)
	R2	H31	
リサイクルブランド(4)	3	4	オミリーパック、ダストレスチョーク、バイテクソイル
土木・建築資材(73)	34	35	ECCP、フライクリーン(FC材)、土工用水砕スラグ、粒状土、高炉セメントB種、フライアッシュGPパネル、マッシュル(マッシュルパウダー+マッシュルフロー)、鑄鉄製蓋、パルコート、ダクタイト鑄鉄製弁筐、ダクタイト鑄鉄異形管、ダクタイト鑄鉄製鉄蓋、SNB-1・SGB-1、イワクラホモゲン、フライアッシュRCP(鉄筋コンクリート管)、フライアッシュU形、フライアッシュU形ロングトラフ、フライアッシュU形用ふた、フライアッシュ縁石、フライアッシュ枡、ブラックSNB、エフモル05、エコソケット、タイガーボード、タイガー防水ボード、タイガースーパーハード、タイガーハイパーハード、タイガーボード・タイプZ、タイガージプトーン・ライト、タイガー不燃ジプトーン・ライト、不燃タイガーボード、ユニ・ソイル、流動化処理土、ロバンダー
鋼材・その他金属(5)	4	5	ダイヤ・エス・CON、一般構造用丸鋼、鉄筋コンクリート用棒鋼、ネジバー、
ゴムマット・ゴムブロック類(19)	2	3	ジョイントレスゴムチップパネル、アサヒ融雪マットエコ
肥料(14)	5	4	美ola(びおら)、ホタペーマグ、十勝パーク、ホタカールM、ホタカールMg
日用品(15)	8	8	コアレス、ブライティアソフト、さわやか石けん、セルト、プラスチック製収納容器、雪かきタフラッセル、万能スコップ、雪ソリ(ジャンボソリ、ミニジャンボソリ、ワゴンソリ、キャリアソリ)、雪押し
その他(35)	4	5	融けまるくん、BDF(B100)、B5混合軽油(B5)(北海道エア・ウォータ―株)、B5混合軽油(B5)(株)エコERC
計(165)	60	64	

・北海道のグリーン購入制度のHP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/greentop.html>

図IV-4 調達実績のあった製品の区分内訳



3 北海道ゼロ・エミ大賞

「ゼロ・エミ」とは

- 「ゼロ・エミッション」の略称です。
- 事業を行う過程で不要になった排出物や副産物を、他の生産プロセスで利用することにより、廃棄物の発生をゼロに抑えることを「ゼロ・エミッション」といいます。

(1) 制度の目的

廃棄物等の発生・排出抑制、二酸化炭素の排出抑制、又はその両方に関する意識の醸成や環境経営の普及を促し、循環型社会の形成推進と地球温暖化防止に資するために、道内所在の事業所における発生・排出抑制の取組のうち、模範的なものについて表彰します。

(2) 制度の概要

① 対象となる取組の範囲

一 般	一事業者が道内事業所において、自ら行う廃棄物等の発生・排出抑制及び二酸化炭素の排出抑制に関する取組
地域連携	○廃棄物等～排出事業者と廃棄物等の利活用による減量化を図る事業者等との連携による取組（地域の廃棄物等を削減するとともに、当該廃棄物等を原料とした製品・成果の全部又は一部を地域に還元する取組に限る） ○二酸化炭素～自社はもとより他事業者等との連携による排出抑制の取組

② 表彰区分及び表彰数

北海道ゼロ・エミ大賞 1 件、北海道ゼロ・エミ優秀賞 3 件 程度

③ 募集期間

年度ごとに定め、道のホームページ等でお知らせします。

④ 受賞者の決定

受賞者は、学識経験者などからなる懇談会の意見を参考に、道が決定します。

⑤ 受賞のメリット

- ・ 受賞した取組は、表彰式の実施、ホームページでの公表、国の表彰への推薦、本冊子（3Rハンドブック）への事例掲載など積極的なPRをします。
- ・ 受賞した取組は、「北海道グリーン・ビジネス認定制度」の「創意あふれる取組部門」において認定され、受賞事業者は、認定シンボルマークの使用、金融機関（北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行及び北海道信用金庫）での優遇融資などのメリットを受けられます。

(3) 令和3年度北海道ゼロ・エミ大賞受賞者

優秀賞

受賞者名：TOMASE Iホールディングス株式会社（苫小牧市）

受賞取組名：食品リサイクルループ

開始時期：平成30年(2018年)4月

継続期間：3年7ヶ月（申請時点）

取組概要：

廃棄物を収集し肥料化し、その肥料を農地に還元して野菜を栽培。収穫した野菜を食品加工会社が食材として生かす食品リサイクルループの取組。

(選考理由)

- ・ 継続性のある形でループを構築し安定性を確保していること。
- ・ 地域のニーズに答える形で事業展開しており、着眼点も良く、結果として地元経済へ大きく貢献している点も評価。

企業データ：設立 令和元年（2020年）11月（TOMASEIグループ創業 1953年）

主な事業 廃棄物収集、汚泥の肥料化、農作物の生産

従業員数 130人（グループ全体）



表彰式にて（左：土肥環境局長、右：渡辺社長）



令和2年度ゼロ・エミ大賞受賞者が、
令和3年度循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰を受賞しました。

受賞者名：ヨコハマタイヤリトレッド株式会社 北海道事業所（苫小牧市）

取組概要：摩耗した使用済みタイヤのトレッド（接地）面を再加工する「リトレッドタイヤ（更生タイヤ）」の製造によるリデュースの取組。製造・廃棄時におけるCO2排出量を新品に比べ64%削減、製造時のタイヤくず等もリサイクル業者と連携し、全量リサイクルしており、廃棄物のゼロエミッションを達成している。

(4) 受賞者一覧

年度	区分	受賞者	取組内容
平成 17 開始 年度	大賞	いすゞエンジン製造北海道株式会社（苫小牧市）	機械工場の研磨くず再生化によるゼロエミの達成
	優秀賞	ニセコ町	家畜ふん尿、生ごみ及び下水道汚泥の堆肥化による地域資源循環型農業の確立
		株式会社NTTドコモ北海道（札幌市）	一般廃棄物、産業廃棄物ともにすべてをリサイクルするゼロエミの取組み
		イガリ建設株式会社（北見市）	植生緑化工法による建設廃棄物「すき取り土」の有効活用
18	大賞	有限会社ラッキーピエログループ（函館市）	ごみ40%削減及びマイ容器等の推進の取組み
	優秀賞	日本新薬株式会社（千歳合成工場）（千歳市）	原薬製造における有害性の高い化学物質の使用量及び廃棄物の削減

年度	区分	受賞者	取組内容
18	優秀賞	トヨタ自動車北海道株式会社(苫小牧市)	ゼロエミへの全社活動(埋め立て廃棄物ゼロ化)
		株式会社木の城たいせつ(栗山町)	北海道の木を活用した住宅生産における廃棄物ゼロの実践
19	大賞	パナソニック電工帯広株式会社(帯広市)	プラスチック成形における廃棄物の削減
	優秀賞	株式会社町村農場(江別市)	まちむら農場バイオガспラント
		日糧製パン株式会社(札幌市)	分別及び洗浄作業により廃プラスチック類の焼却を削減したゼロエミの取組
20	大賞	下川町森林組合(下川町)	森林バイオマス利用の取組み
	優秀賞	環境開発工業株式会社(エレメント工場)(北広島市)	エレメントカッター機による廃オイルフィルターのリサイクル化
		株式会社新生ゴム(本社工場)(北広島市)	廃タイヤの処理における廃棄物の削減
		日本甜菜製糖株式会社(土別製糖所)(土別市)	高脱水ライムケーキの専用散布機による農地散布利用
21	大賞	道栄紙業株式会社(倶知安町)	再生紙の製造過程で排出される副産物を多目的環境資材として製品化
	優秀賞	サッポロビール株式会社北海道工場(恵庭市)	敷地内から排出される副産物・廃棄物の再資源化100%達成を継続
		丸利伊丹車輛株式会社(北広島市)	自動車解体作業時に排出される廃棄物のリサイクル率を上げる取組
22	大賞	大林・伊藤・岩田地崎・丸彦渡辺・中山・田中共同企業体 北洋大通りJV工事事務所(札幌市)	北洋大通センター新築工事のゼロエミ化
	優秀賞	津別単板協同組合(津別町)	工場廃材のバイオマス資源としての利用
		北清企業株式会社(札幌市)	廃石膏ボードのリサイクルによる、グラウンド用ライン引き粉の製造・販売
		社会福祉法人清水旭山学園(清水町)	食品残さ物(生ゴミ)の飼料化への取組
23	大賞	農事組合法人細澤牧場(千歳市) 株式会社アレフ(札幌市)	「牛ふん尿と生ごみの精製バイオガス化によるリサイクルループ」の取組
	優秀賞	株式会社大塚製薬工場釧路工場(釧路市)	ゼロエミ達成活動「廃棄物の徹底した排出抑制と再資源化への取組」
		株式会社山内組(更別村)	建設現場から発生する産業廃棄物の再資源化
		株式会社常呂町産業振興公社(北見市)	ホタテの貝殻の加工処理による土壌改良資材化
24	大賞	株式会社札幌ドーム(札幌市)	お客さまと協同した資源循環の実現
	優秀賞	よしむら運送店co.,ltd(札幌市)	廃食油のバイオディーゼル精製によるゼロエミ化と循環型社会の構築
		越智建設株式会社(苫小牧市)	石炭火力発電所から排出される石炭灰の大規模再資源化(路盤材)
25	大賞	恵庭市	生ごみの分別によるごみの減量化とエネルギー利用
	優秀賞	生活協同組合コープさっぽろ	エコセンターを中心とした循環型社会実現への貢献を目指した活動
26	大賞	京極発電所上部調整池JV工事事務所(倶知安町)	希少動植物生息地域における廃棄物発生抑制等による環境負荷低減活動
	優秀賞	花本建設株式会社(旭川市)	建設現場で発生した伐採木や伐根物の再生化による排出抑制
		北海道コカ・コーラボトリング株式会社(札幌市)	札幌工場から排出される廃棄物の削減・副産物の再資源化100%

年度	区分	受賞者	取組内容
27	大賞	株式会社きのとや（札幌市）	お菓子素材の有効活用等のゼロエミに向けた取組
	優秀賞	生活クラブ生活協同組合 北海道（札幌市）	共同購入で使用する容器びんの回収・再利用
28	大賞	株式会社清都組（石狩市）	3枚の廃材ベニヤの活用による廃棄物の削減
	優秀賞	山崎製パン株式会社札幌工場（恵庭市）	廃棄物のリサイクル目的別分別化によるゼロエミの達成
29	優秀賞	佐川急便株式会社札幌北営業所（札幌市）	環境対応型梱包容器を使った入院患者の手荷物輸送による廃棄物の削減
30	大賞	金滴酒造株式会社（新十津川町）	酒粕を活用した新商品開発による産廃排出量の完全削減
令和元	大賞	株式会社北都（釧路市）	未利用資源のトドマツ枝葉を原料とする廃棄物ゼロプラントの運営
	優秀賞	株式会社北海道スカラップ（鹿部町）	ボイルホタテ貝殻の再資源化による廃棄物発生量削減の取組み
令和2	大賞	ヨコハマタイヤリット株式会社（苫小牧市）	使用済みタイヤの循環的な利用と二酸化炭素削減
		株式会社菅原組（函館市）	船舶内鉛電池システムを活用した二酸化炭素排出量削減の取組
	優秀賞	株式会社イトグループホールディングス（土別市）	CLT工法による新社屋建築及び木質バイオマスボイラーの設置
		株式会社F・K（北見市）	国内初CLT建築による積雪寒冷地型ZEB社屋の実現
株式会社遠藤建築アトリエ（札幌市）	木材の生産から関わり、道産木材を利用した社屋の建設		

<北海道ゼロ・エミ大賞のHP>

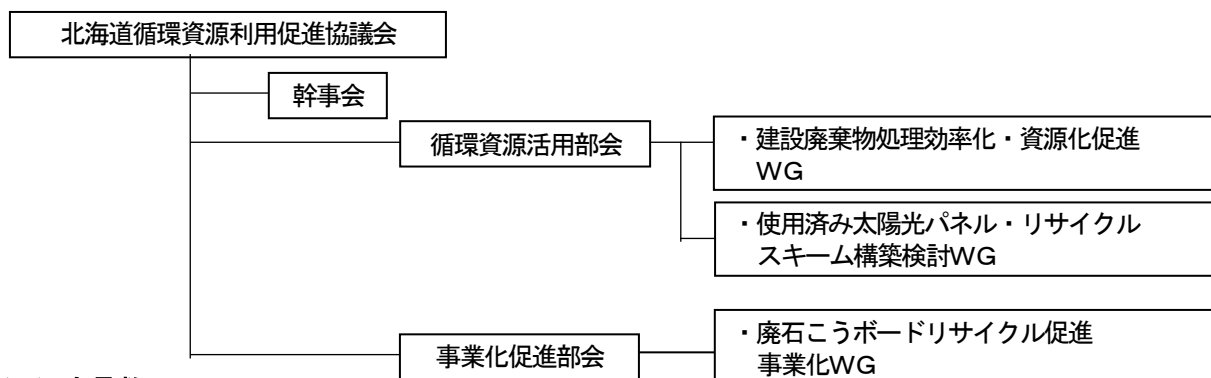
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/zeroemi_index.html

4 北海道循環資源利用促進協議会

(1) 目的

我々の生活や事業活動に伴い排出される未利用循環資源について、排出者や再生利用者、有識者、行政機関などの関係者が一堂に会し、有効な利用促進に係る課題やその事業化に向けた課題を協議し、循環型社会の実現に向けた具体的な取組みを促進するために、平成15年4月に設置しました。

(2) 組織体制



(3) 会員数

令和4年2月現在 144会員（有識者・企業・団体・個人・行政関係）

(4) 各ワーキンググループ（WG）の活動内容

令和3年度の活動内容は次のとおり。

名 称	活 動 内 容
建設廃棄物処理効率化・資源化促進WG	建設廃棄物の効率的処理や再資源化を促進するため、協同組合方式での処理について、北海道での適用可能性を検討します。
使用済み太陽光パネル・リサイクルスキーム構築検討WG	固定価格買取制度（FIT制度）の導入を契機として普及拡大した太陽光発電について、今後、想定される使用済み太陽光パネルの大量廃棄を見据え、道内におけるリサイクルスキームの構築を目指します。
廃石こうボードリサイクル促進事業化WG	道内外における廃石こうボードの処理状況、リサイクルに係る課題、事業者の取組等について情報収集するとともに、廃石こうボードを活用した研究の事業化に向けた検討をします。

(5) シンポジウム等の開催

○資源リサイクルフォーラム2021の開催（エコロジア北海道21推進協議会等との共催）

ア 資源リサイクル展

(ア) 日 時：令和3年11月11日（木）10：00～17：30、11月12日（金）9：30～17：00

(イ) 場 所：アクセスサッポロ 大展示場

(ウ) 内 容：北海道循環資源利用促進協議会・エコロジア北海道21推進協議会の取組紹介及びエコロジア会員企業の取組・製品等の紹介

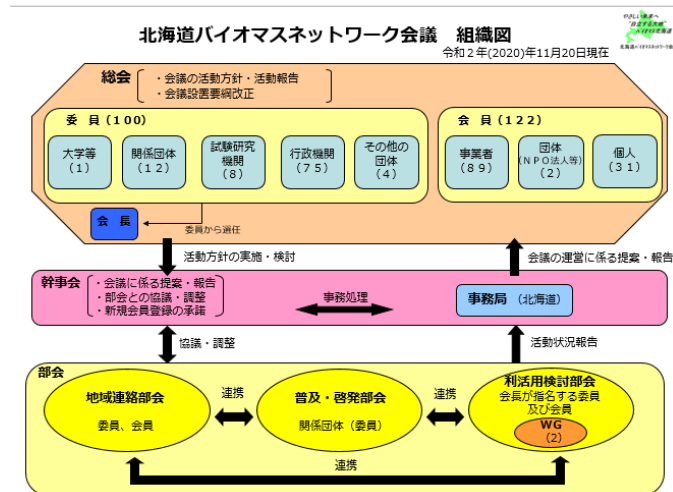
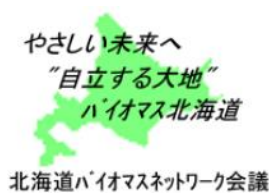
5 北海道バイオマスネットワーク会議

(1) 目的

北海道らしい循環型社会の形成に向けて、国内でも賦存量が豊富であるバイオマスの有効利用を促進するため、地域におけるバイオマス利活用の取組を促進・支援するとともに、さらに将来に向けた全道的なネットワークを構築することを目的とし、平成17年9月に設置しました。

(2) 会議の構成

バイオマス利活用の推進に関連する大学等、関係団体、試験研究機関、行政機関、個人、事業者等で構成しています。



(3) 主な活動内容

- ①事業化の促進
- ②人的交流や地域間交流の促進
- ③先進的な取組みや技術の情報収集とその普及促進
- ④その他道内におけるバイオマスの利活用を推進するために必要な事項

(4) 令和3年度の活動実績

①総会

- ・R2. 11. 10 北海道バイオマスネットワーク会議総会の開催（書面開催）
令和3年度は開催していない

②普及・啓発部会

広く道民、事業者を対象とした、バイオマス利活用の推進に関する情報発信の展開と、双方向による情報の伝達

- ・R4. 2. 22 北海道バイオマスネットワーク・フォーラム2022の開催（オンライン開催）

③地域連絡部会

- 1) 道内の市町村、関係事業者・団体等における、情報の共有及び相互連携を図ることによる地域からのバイオマス利活用の推進

令和3年度は開催していない

- 2) 平成28年度より利活用支援チームを設置し、市町村におけるバイオマス利活用推進に係る取組を支援

④利活用検討部会

会員が主体となった、廃棄物系バイオマス及び未利用バイオマスについての将来の事業化を見据えた具体的な検討

現在、新たなワーキンググループの立ち上げを検討

6 北海道容器包装の簡素化を進める連絡会

(1) 活動目的

容器包装の簡素化を進め、循環型社会の実現と地域環境の保全を図ることを目的とし、これに賛同し一緒に行動できる参加団体が連携し、活動をしています。

北海道容器包装の簡素化を進める連絡会は、平成20年4月に設立した「北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会」を発展的改組して平成21年6月に設立しました。

(2) 連絡会の構成

①構成団体数

27団体（令和3年6月現在）

②構成団体の内訳

・市民団体・活動団体：14団体 ・事業者：7団体 ・国・地方自治体：6団体

(3) 活動内容

事業名	活動内容
容器包装簡素化展示事業	各メーカー・流通事業者が、スーパーや公共施設などで日頃取組んでいる容器包装の簡素化に関する取組を展示
容器包装簡素化大賞事業	平成23年度からごみ減量・資源の節減・エネルギーの削減につながるエコ包装（容器包装の簡素化）を実践している商品に加え、29年度からエコ包装のアイデアを消費者から募集し表彰 ○メーカー部門、○消費者部門
「容器包装簡素化大賞」受賞商品展示セット貸出事業	簡素化商品の購入及び商品開発へつながるように、受賞商品を北海道内各地に展示セットとして貸出
容器包装簡素化フォーラム開催	容器包装簡素化大賞の受賞メーカーや市民団体、行政機関などを招いて、講演会やパネルディスカッションを開催
情報発信事業	北海道での容器包装簡素化の取組みをホームページで発信

(4) 容器包装簡素化大賞受賞者

年度	メーカー部門（受賞商品・受賞者）	消費者部門（受賞者）
H25	アタック高活性バイオEXつめかきパック ＜花王カスタマーマーケティング（株）＞	—
H26	ビオレメイク落としふくだけコットンうるおいリッチ ＜花王カスタマーマーケティング（株）＞	—
H27	〈マキシム〉・〈ちよつと贅沢な珈琲店〉のスティック各種 ＜味の素ゼネラルフーズ（株）＞	—
H28	大賞受賞商品なし	—
H29	【貢献特別表彰】花王グループカスタマーマーケティング株式会社	【試してほしいで賞】納豆のたれ 【わかりやすいで賞】詰替製品の表示
H30	大賞受賞商品なし	【分別が楽ちんで賞】 飲料紙パックのプラスチック注ぎ口 【素材が神（紙）で賞】 納豆の容器・牛乳パック系の袋型に！ 【ぎっしりエコが詰まっているで賞】 たいやきのかぐらのたい焼き 再度使用できる包装 【100%紙で賞】 取出し口にフィルムが付いていないボックスティッシュ
R1～	R1年度より一旦休止	

(参考) 北海道容器包装の簡素化を進める連絡会 <https://yokihoso.jimdofree.com>

7 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

(1) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会とは

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として、平成28年10月10日に設立されました。

① 組織

ア 会長 崎田 裕子 氏

(NPO法人持続可能社会をつくる元気ネット理事長 3R活動推進フォーラム副会長)

イ 会員 全国の都道府県、市区町村 427自治体 (令和2年10月20日現在)

・道内の参加自治体：北海道、札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、江別市、深川市、北広島市、音更町

ウ 事務局 福井県安全環境部循環社会推進課

②活動内容

ア 「食べきり運動」に関する取組みや食ロス削減の施策などの情報共有および情報発信

イ 全国共同キャンペーン

(ア) 外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの展開

・12月～1月の忘新年会シーズンに「宴会5箇条」や「30・10運動」の普及を商工会議所等に要請

(イ) 家庭での「食材おいしく使い切り」の全国展開

・全国のスーパーに使い切りの食材販売 (少量、ばら売り等) を要請

・団体等と連携した、家庭の食材使い切り・水切りチェック行動等の実施

8 「どさんこ愛食食べきり運動」の展開

北海道では、家庭での食べ残しや小売店での売れ残りなどの「食品ロス」の削減に向けて、平成28年11月から、「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンに、市町村や企業・団体、教育機関などの協力を得ながら、「どさんこ愛食食べきり運動」を展開しており、令和3年3月には「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、取組を推進している。

<主な取組内容>

- ・「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連動した食べきりキャンペーンの実施
- ・食関連事業者との連携による「どさんこ食べきり協力店」の推進や普及セミナーの実施、ポスター・チラシなどによる消費者への普及啓発
- ・大学等の教育機関や消費者団体の学習会等での食品ロスに関する講義・講演
- ・親子で食の大切さを学習できる幼児向け絵本の作成
- ・食品ロスに関する道民の意識調査

詳しくは「北海道が進める食育（食べ残し対策）」
(北海道農政部食品政策課HP)をご覧ください。

→



図IV-5 普及啓発ポスター

8 循環資源利用促進税

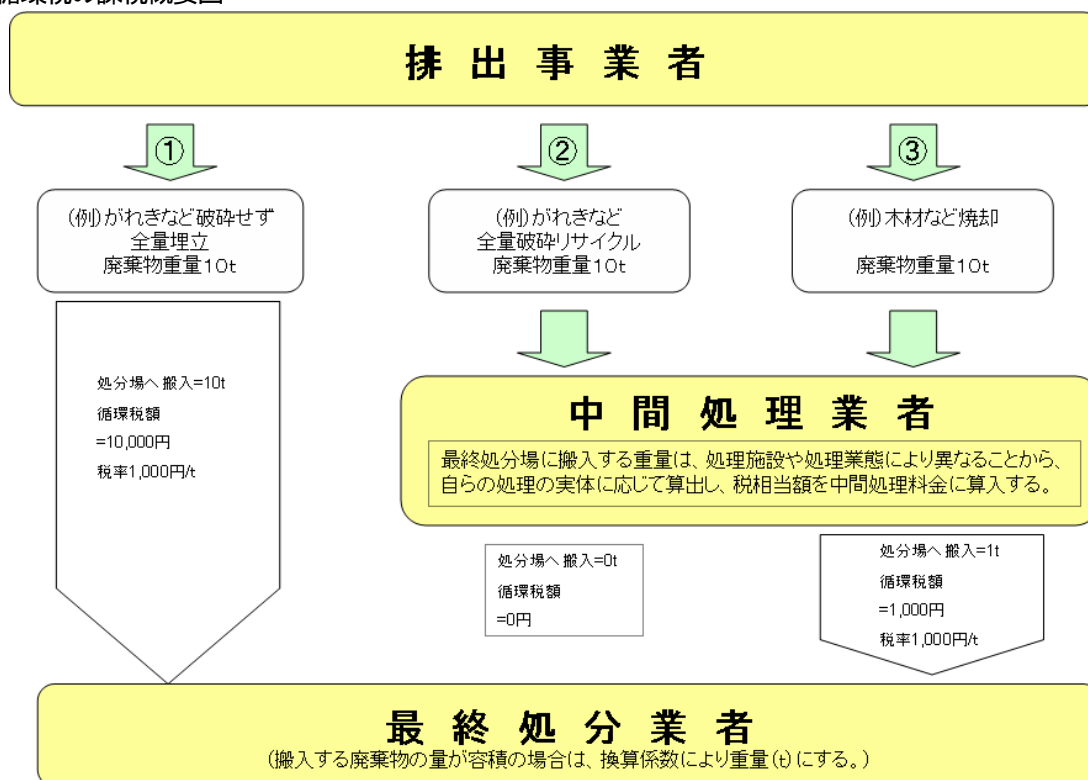
道では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に資するよう、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルなどの循環的な利用を促進することを目的として、「北海道循環資源利用促進税（循環税）」を平成18年10月1日から導入しました。

(1) 税制度の概要

循環税は、平成14年以降に三重県を始めとして各府県に導入された産業廃棄物税と同様に、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し課税する法定外目的税です。課税標準は産業廃棄物の重量、税率は1t当たり1,000円、徴収方法は最終処分業者による特別徴収方式（自己処分の場合は申告納税方式）です。

このいわゆる「産廃税」は、令和3年1月現在、北海道を含め27道府県と1政令指定都市で施行されています。

○循環税の課税概要図



なお、税率については、税導入後における納税者の急激な負担軽減と税制度の円滑な導入を図るため平成19年度までは暫定税率が設けられていました。

○税率

最終処分場への 産業廃棄物の搬入時期	最終処分業者が行う		最終処分業者以外の者が 行う自己処分
	委託処分	自己処分	
H18. 10. 1～H19. 3. 31	330円	330円	250円
H19. 4. 1～H20. 3. 31	660円	660円	500円
H20. 4. 1～	1,000円	1,000円	1,000円

※ 委託処分とは、委託を受けて産業廃棄物を最終処分場で埋立処分することです。

※ 自己処分とは、自ら排出した産業廃棄物を自ら設置した最終処分場で埋立処分することです。

(2) 税収を活用した主な事業（循環資源利用促進税事業）

循環税の用途は、賦課徴収に要する費用を除き、産業廃棄物の排出抑制、循環資源の循環的な利用及び産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てると規定されています。

このため、循環税を財源として次の施策を講じ、循環型社会の早期実現を図っています。

①循環資源利用促進設備整備費補助事業

道内の事業所から発生する産業廃棄物の排出抑制・減量化又はリサイクルのための設備の整備に要する費用について、その一部を補助する制度です。

○補助制度のメニュー

補助対象者	補助対象事業	補助率	補助対象経費	限度額
道内の事業所（設置予定を含む）で産業廃棄物を排出又は処理する事業者（個人又は法人）	自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る設備の整備	1 / 2 以内 (汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物又は廃石膏ボードののリサイクルに係る設備の整備にあたっては、2 / 3 以内)	①設備整備費（建築物に該当する設備を含む） ②委託費 ③その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	産業廃棄物の排出抑制・減量化に係る設備整備 5千万円 産業廃棄物のリサイクルに係る設備整備 1億円 (通算限度額は一事業者につき5億円) ※補助額は、千円未満切り捨て
	他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備の整備			

②リサイクル技術研究開発補助事業

事業化を前提に行われる産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに係る技術研究開発に要する経費について、その一部を補助する制度です。

○補助制度のメニュー

補助対象者	補助対象事業	補助率	補助対象経費	限度額
道内に事業所を置く事業者（個人又は法人）又はそのグループ（代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る）	産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに係る研究開発〔基礎研究（以下の研究開発と併せて行う場合に限る）、応用研究、実用研究、試作研究及び技術改善〕で次に該当するもの ①概ね3年以内に事業化することを前提に行うもの ②①以外の場合にあっては事業化までの具体的な計画が明確なもの	①道内に主たる事務所を置く中小企業又は全構成員のうち半数以上をこれら中小企業が占め、かつ、これら中小企業のいずれかが代表者となるグループ 2 / 3 以内 ②①以外 1 / 2 以内	原材料費・副材料費、治具・工具費、外注（加工・設計・デザイン開発・プログラム開発）費、技術導入費、試験検査依頼費、賃金、特許実施費、先行技術等調査費、機械購入費、（機器等の）リース料・レンタル料	1,000万円 ※補助額は、千円未満切り捨て。

③リサイクルアドバイザー派遣事業

中小企業等が行う産業廃棄物の排出抑制やリサイクルへの取組みを支援するため、専門のアドバイザーを事業所やセミナーに派遣し、課題解決に向けた助言を行う制度です。

○派遣メニュー

事業区分	派遣対象	派遣申請者	リサイクルアドバイザーの業務内容	派遣日数	派遣1日あたりの対応時間	申請者負担
事業所派遣	①道内に事務所を置く中小企業者 ②その他道が必要と認めた者	リサイクルアドバイザーの派遣先となる事業所に係る事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■シーズとニーズのマッチング支援 <ul style="list-style-type: none"> ○大学・試験研究機関・支援機関との連携に関する助言 ○技術パートナー（企業等）に関する助言など ■研究開発支援（技術開発・製品開発、生産・加工技術の向上、生産工程の改善） <ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物の再資源化や有効利用のための技術的な助言 ○リサイクル製品等の生産・加工技術の向上、デザイン・設計技術に関する助言 ○産業廃棄物の再資源化や有効利用を進める上で必要な環境保全技術に関する助言など ■事業化支援 <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル製品等の販売計画・市場調査等事業の具体化に関する助言 ○環境法令等に関する情報提供、助言など 	10日以内 （派遣日数が複数日となる場合は、連続日としないこと。）	3時間程度	1日あたり 10,000円
講師派遣①	道内に事務所を置く中小企業者の関係者を主な受講者とするセミナー等で、道内で開催するもの	リサイクルアドバイザーの派遣先となるセミナー等の主催者	セミナー等において、産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルの促進に資するテーマや内容で講演等を行う。	1日	2時間程度	1時間あたり 3,334円
講師派遣②	団体や市町村等が主催する学習会等で道内で開催するもの	リサイクルアドバイザーの派遣先となる学習会等の主催者	学習会等において、リサイクルに関する一般的な内容について広く普及を行う。	1日	2時間程度	なし

○アドバイザー一覧

区分	氏名	主な助言分野		
		技術協力・技術提携支援	技術相談・指導	事業化相談・支援
民間実務経験者	江本 匡		○	
	尾 寄 耕 策		○	○
	東 靖 友		○	
	平 野 陽 子	○		○
試験研究機関・支援機関・業界団体関係者	古 賀 卓 哉	○	○	
	白 幡 克 臣	○	○	
	渡 部 和 正		○	

④リサイクル産業創出事業費補助事業

企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査、製品の改良や戦略策定のための調査に対し、経費の一部を補助する制度です。（予定）

○補助制度のメニュー

補助対象者	補助対象事業	補助率	補助対象経費	上限額
道内に事業所を置く事業者（個人又は法人）又はそのグループ（代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る）	①市場投入に先立ち行う実証実験（試作品作成を含む）又は市場調査 ②リサイクル製品（試作品）の改良	3／4以内 （大企業のみの場合には1／2以内）	原材料費、技術導入費、外注委託費等	500万円以内

⑤循環資源利用促進税適正運用対策事業

産業廃棄物の不適正処理に対し、「産廃110番」のフリーダイヤルを設置するなど道民や民間事業者との連携による監視体制を構築するとともに、不適正処理事案に対する初動体制の強化により、循環税制度の公平性の確保を図っています。

⑥北海道リサイクル製品認定支援事業費補助事業

北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱（以下「要綱」という。）に基づき、北海道認定リサイクル製品の認定を受けた事業者が、要綱第3及び第6に基づく認定を受けるために要した試験分析費用に対して、その費用の一部を補助するものです。

○補助制度のメニュー

補助対象者	補助対象事業	補助率	上限額
要綱に基づき北海道認定リサイクル製品の認定を受けた事業者	要綱第3及び第6に基づく認定を受けるために実施する試験分析（補助金の交付申請する年度内に実施したものに限る）	① 道内に主たる事務所を置く中小企業者[※注]補助対象経費の2／3以内 ② ①以外補助対象経費の1／2以内	30万円

※注 中小企業者とは、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第2条及び中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）に規定する中小企業者をいう。

・循環資源利用促進税事業のHP

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/junkanzei_index.html